

# 障害者雇用の現状

# 障害者数について

○ 身体・知的・精神障害者の総数は約744万人。うち18歳以上65歳未満の在宅者は約332万人。

(単位:万人)

|         | 総数    | 在宅者   | 18歳以上<br>65歳未満 | 施設入所者<br>(身体・知的障害<br>者更生施設等入<br>所者や入院患者) |
|---------|-------|-------|----------------|------------------------------------------|
| 身体障害児・者 | 366.3 | 357.6 | 123.6          | 8.7                                      |
| 知的障害児・者 | 54.7  | 41.9  | 27.4           | 12.8                                     |
| 精神障害者   | 323.3 | 290.0 | 180.9          | 33.3                                     |
| 総 計     | 744.3 | 689.5 | 331.9          | 54.8                                     |

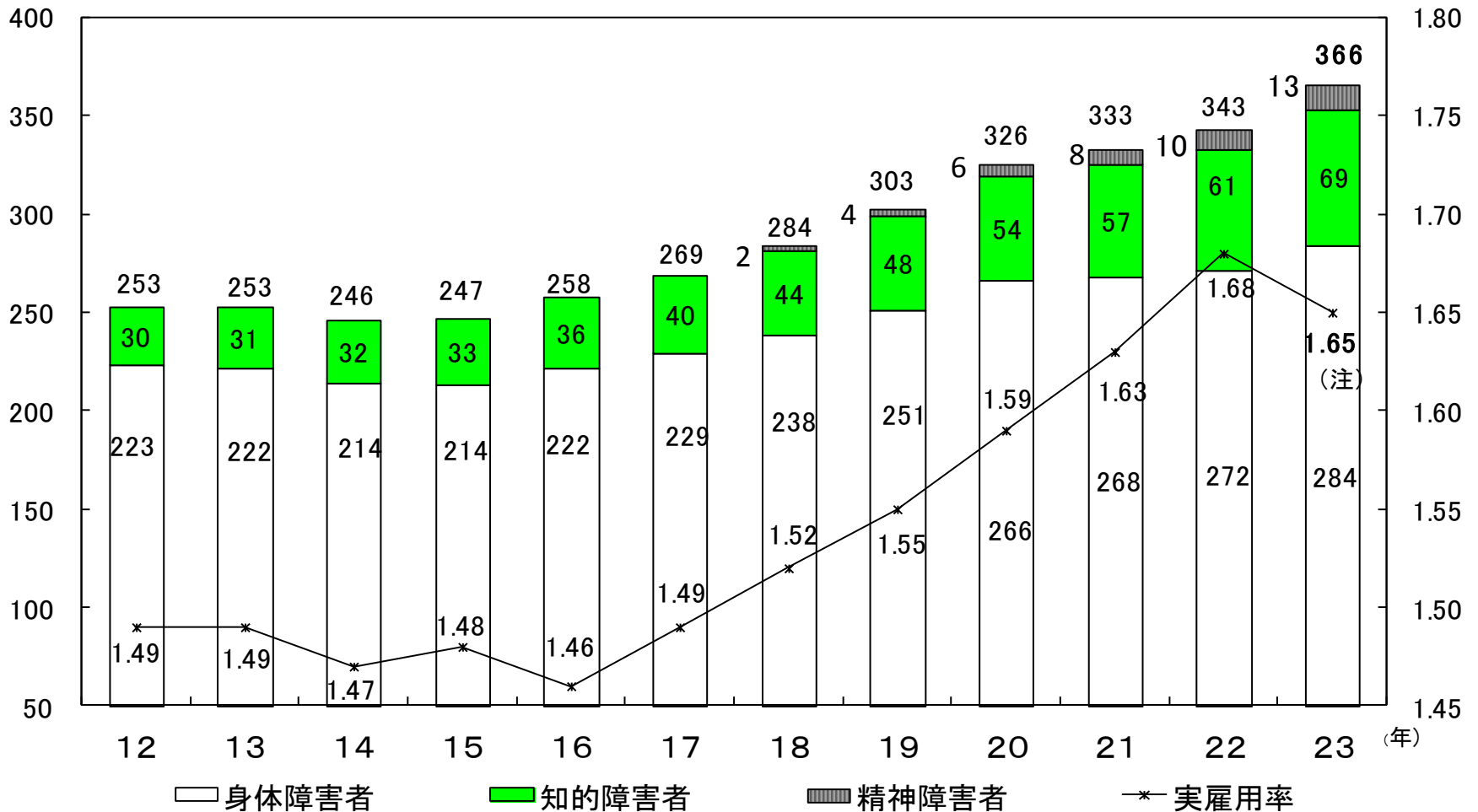
身体障害児・者のうち、在宅者は、厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成17年)、施設入所者は厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成18年)等、知的障害児・者のうち、在宅者は、厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)、施設入所者は厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成17年)等、精神障害者数は、厚生労働省「患者調査」(平成20年)

# 障害者雇用の状況①（平成23年6月1日現在）

- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.65%** **法定雇用率達成企業割合 45.3%**
- 法定雇用率には届かないものの、**雇用者数は8年連続で過去最高**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

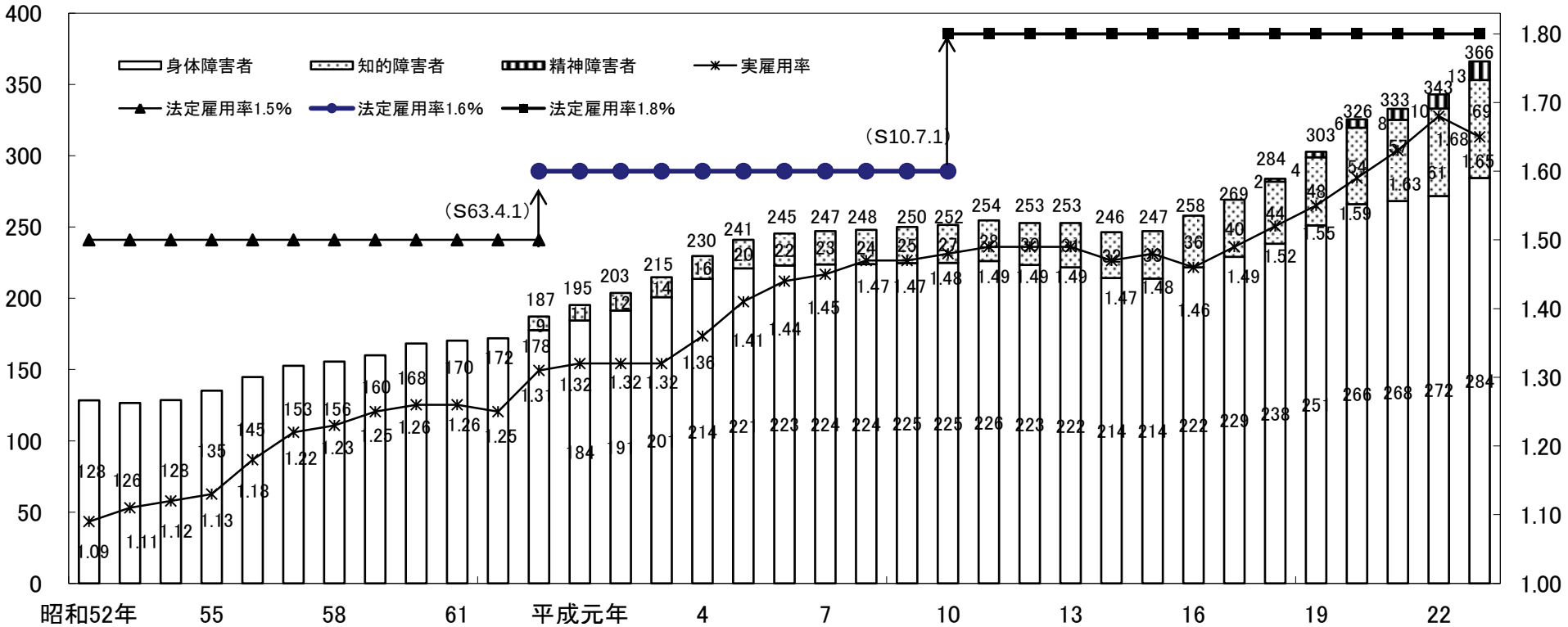
<実雇用率(%)>



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

# 障害者雇用の状況②

＜障害者の数(千人)＞



(注1)雇用義務のある56人以上規模の企業の集計 ※昭和52年～昭和62年までは67人以上、昭和63年～平成10年までは63人以上

- ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント
- ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
- ・重度以外の身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

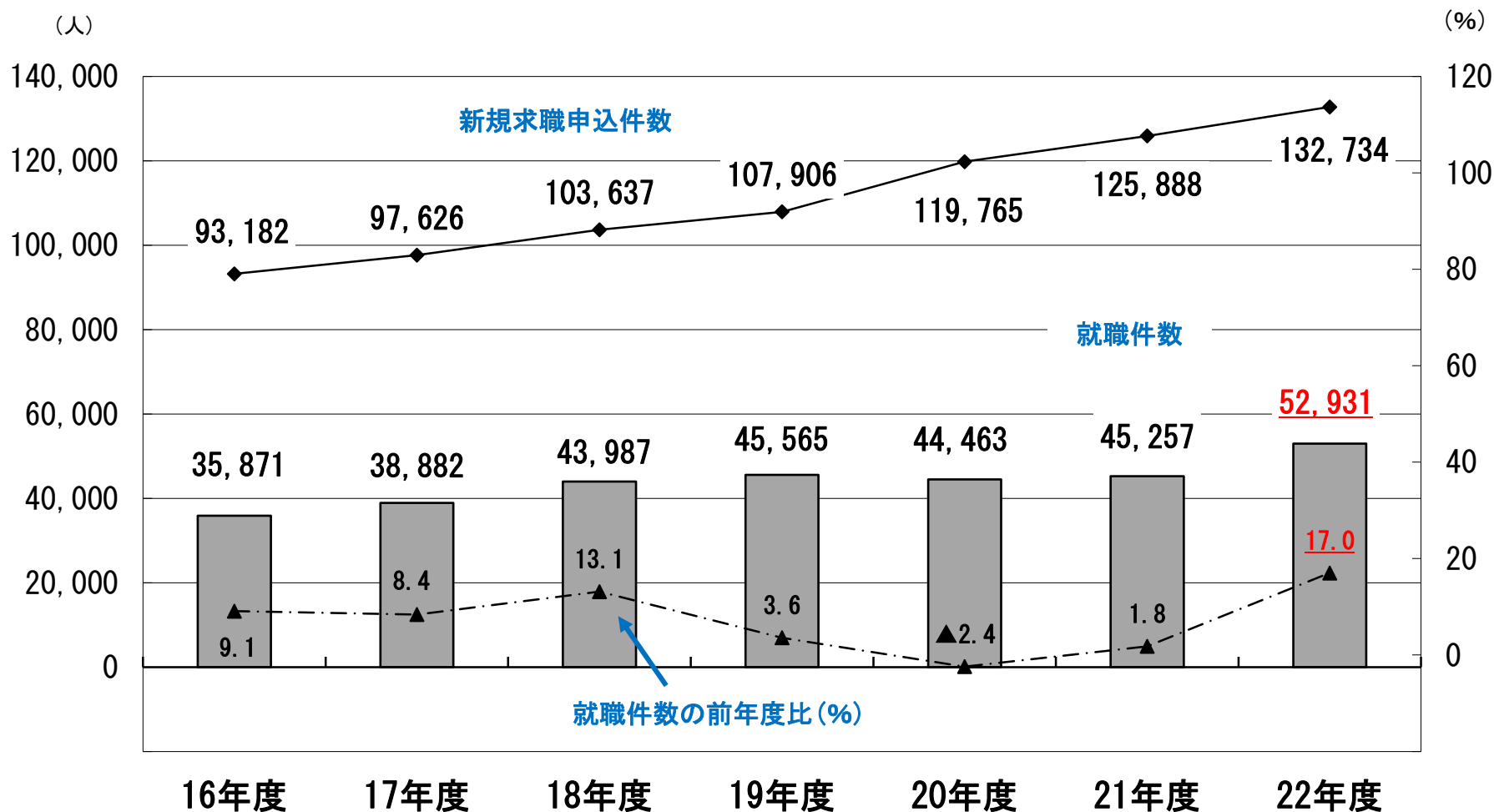
(注2)障害者とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 平成18年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成23年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。

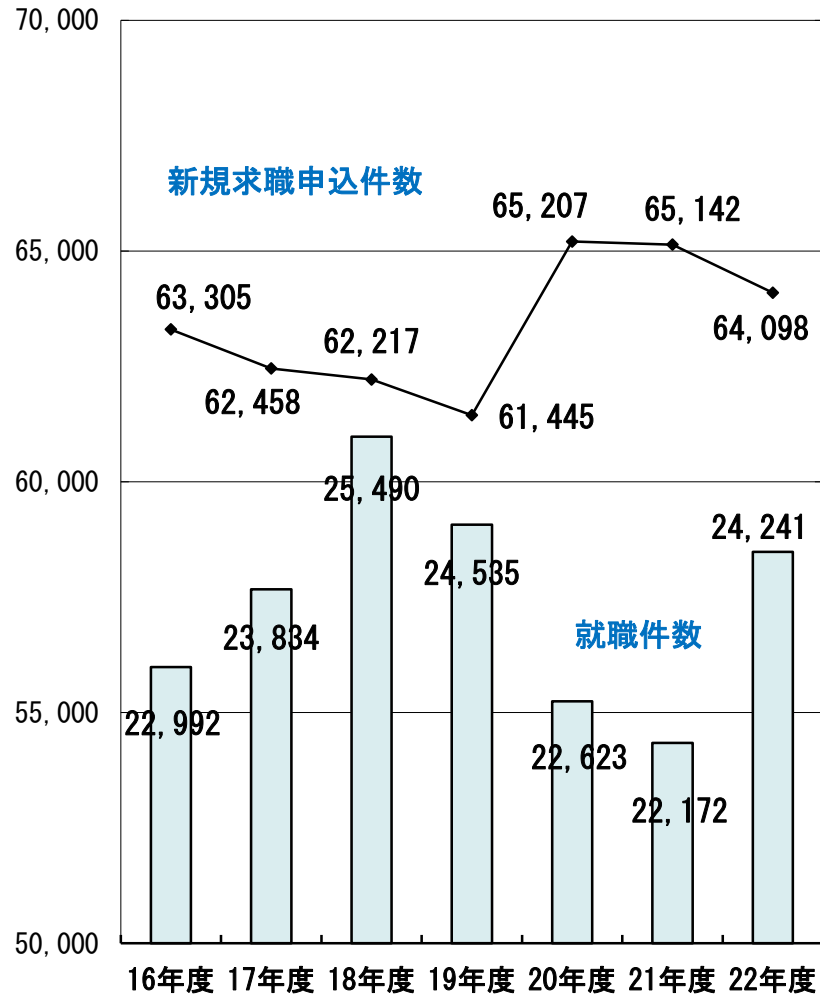
# ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成22年度は、就職件数・新規求職者数ともに前年度から増加。
- 特に、就職件数は初めて5万件を超え、過去最高を更新。

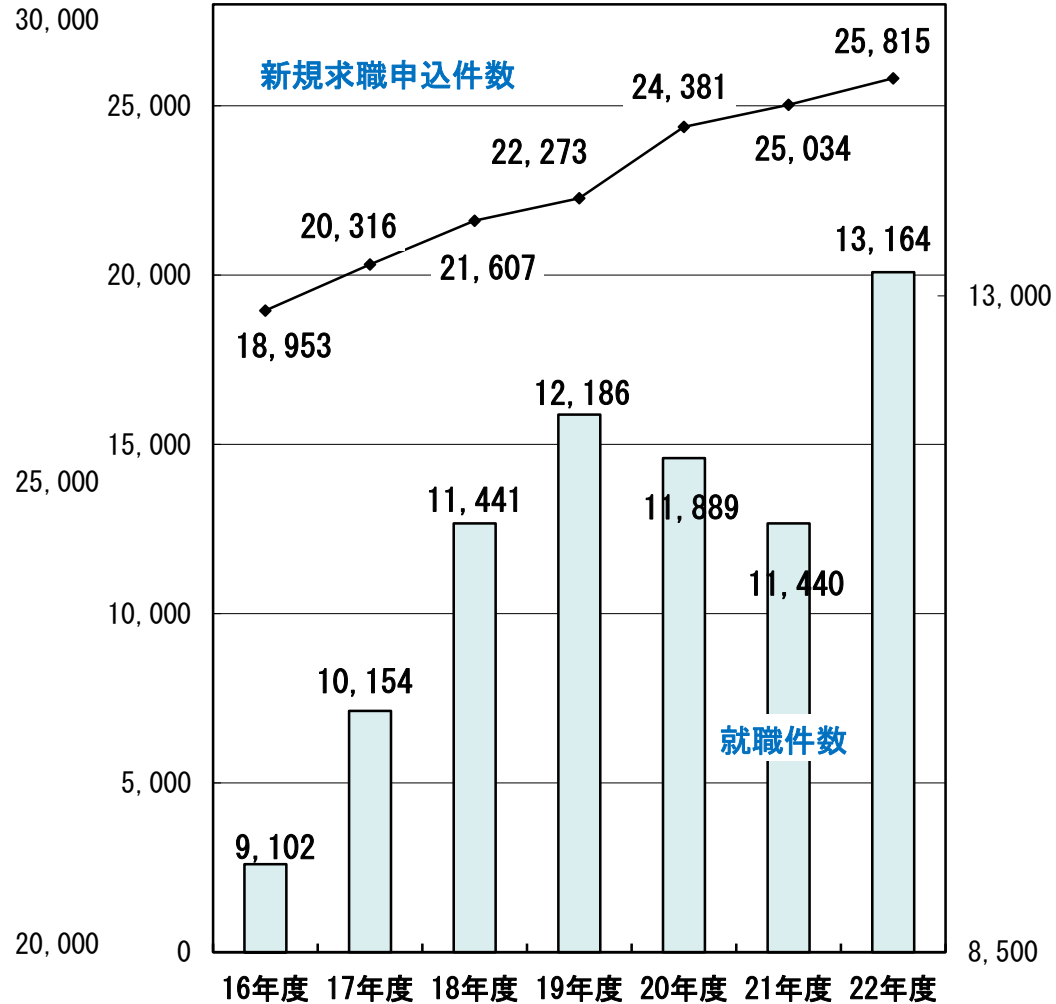


# ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

## 身体障害者

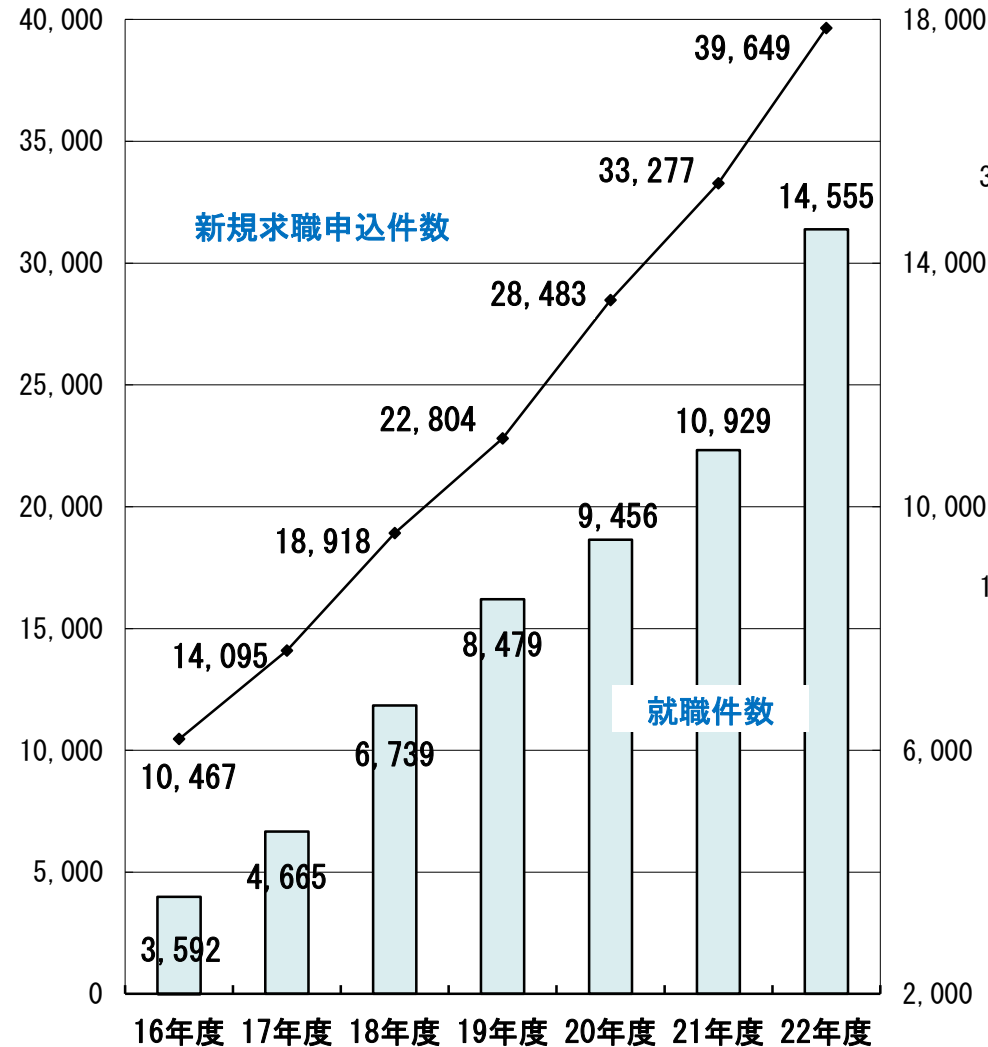


## 知的障害者



# ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

## 精神障害者



## その他障害 (発達障害、難病など)

